

平成23年9月20日

## 放送受信契約の未契約世帯・事業所に対する担当窓口変更通知の発送について

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から民事訴訟を提起することとしています。
- 本日、これまで営業現場において受信契約の締結をお願いしてきたものの、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した未契約世帯15件（東京都）、および未契約事業所3件（東京都2件、埼玉県1件）に対し、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しました。
- 今後は、受信料特別対策センターで丁寧に対応を行いますが、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、なお応じていただけない場合は、受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起します。

窓口変更通知発送日 平成23年9月20日

未契約世帯については、平成22年12月に2件の訴訟予告通知を行いましたが、いずれもその後円満に受信契約を締結しましたので、これまで提訴に至ったことはありません。

未契約事業所についても、平成21年6月以降に2件の民事訴訟の提起を行いましたが、いずれもその後円満に受信契約を締結しましたので、訴えを取り下げしており、現在係属している訴訟はありません。